

## 令和元年度における企業結合関係届出の状況

令和 2 年 7 月 2 2 日

公正取引委員会

## 第 1 株式会社取得等の届出受理及び審査の状況

令和元年度において、企業結合計画の届出を受理した件数は 310 件（対前年度比 3.4%減）であり、その内訳は、株式取得に係る届出が 264 件、合併に係る届出が 12 件、分割に係る届出が 12 件、共同株式移転に係る届出が 3 件、事業譲受け等に係る届出が 19 件であった。

令和元年度に届出を受理した件数 310 件のうち、「第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をした件数」は 300 件、「より詳細な審査が必要であるとして、第 2 次審査に移行した件数」は 1 件、「第 1 次審査中に取下げがあった案件」は 9 件であった。

また、令和元年度に審査を終了した事例のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断したものは 4 事例、届出を要しない企業結合計画に関するもの（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が審査を開始したもの）は 6 事例であった。

過去 3 年度の届出受理及び審査の状況は第 1 表、第 2 表及び第 3 表のとおりである。

第 1 表 過去 3 年度に受理した届出の処理状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
届出件数	306	321	310
第 1 次審査で終了した案件 <sup>(注 1)</sup>	299	315	300
うち禁止期間の短縮を行った案件	(193)	(240)	(217)
第 1 次審査終了前に取下げがあった案件	6	4	9
第 2 次審査に移行した案件	1	2	1

(注 1) 第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第2次審査で終了した案件 <sup>(注3)</sup>	1	3	0
当事会社が申し出た措置を前提に問題なしとした案件	0	2	0
排除措置命令を行った案件	0	0	0

(注2) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

(注3) 第2次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第3表 外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	12	6	12
外国企業同士の統合計画に係る届出	31	34	39
合計	43	40	51

## 第2 行為類型別の件数

### 1 株式取得

(1) 国内売上高合計額別の件数（第4表）

第4表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額	株式取得会社の 国内売上高合計額					
	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	33	6	1	0	0	40
500億円以上 1000億円未満	13	8	3	0	0	24
1000億円以上 5000億円未満	78	21	5	4	2	110
5000億円以上 1兆円未満	19	9	2	3	0	33
1兆円以上 5兆円未満	19	5	2	4	2	32
5兆円以上	14	6	1	2	2	25
合計	176	55	14	13	6	264

(2) 議決権取得割合別の件数（第5表）

第5表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超 50%以下	50%超	合計
66	198	264

(注4) 議決権取得割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

2 合併

(1) 態様別の件数

合併に係る届出を態様別にみると、吸収合併が12件であり、新設合併はなかった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第6表）

第6表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 / 存続会社の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	1	1	1	1	4
200億円以上 500億円未満	1	2	0	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	1	0	1	2	0	4
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	2	3	2	3	2	12

(注5) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を「消滅会社」とする。

### 3 分割

#### (1) 態様別の件数

分割に係る届出を態様別にみると、吸収分割が12件であり、共同新設分割はなかった。

#### (2) 国内売上高合計額別の件数（第7表）

第7表 国内売上高合計額別分割届出受理件数

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高） 承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
200億円以上 500億円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
500億円以上 1000億円未満	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(3)
1000億円以上 5000億円未満	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)
5000億円以上 1兆円未満	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(1)
1兆円以上 5兆円未満	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)
5兆円以上	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)
合計	0(10)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(10)

(注6) 括弧外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、括弧内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

#### 4 共同株式移転の国内売上高合計額別の件数（第8表）

第8表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の 国内売上高 合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
株式移転 会社1の 国内売上高合計額						
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	1	0	0	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	1	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	1	3

(注7) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

## 5 事業譲受け等

### (1) 態様別の件数

事業譲受け等に係る届出を態様別にみると、事業譲受けが 17 件であり、事業上の固定資産の譲受けが 2 件であった。

### (2) 国内売上高合計額別の件数（第 9 表）

第 9 表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受会社の 国内売上高合計額	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
200 億円以上 500 億円未満	4	0	0	0	0	4
500 億円以上 1000 億円未満	3	0	0	0	0	3
1000 億円以上 5000 億円未満	5	0	0	0	0	5
5000 億円以上 1 兆円未満	2	0	0	0	0	2
1 兆円以上 5 兆円未満	2	0	1	0	0	3
5 兆円以上	2	0	0	0	0	2
合計	18	0	1	0	0	19

(注 8) 2 社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が 2 社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

### 第3 業種別届出受理件数（第10表）

#### 1 株式取得

株式取得に係る届出 264 件のうち、「その他」を除けば、「製造業」が 50 件と最も多く、以下、「卸・小売業」が 40 件、「運輸・通信・倉庫業」が 15 件と続いている。

#### 2 合併

合併に係る届出 12 件のうち、「製造業」及び「卸・小売業」が各 4 件と最も多く、以下、「サービス業」が 2 件と続いている。

#### 3 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出 12 件のうち、「卸・小売業」が 5 件と最も多く、以下、「サービス業」が 3 件と続いている。

#### 4 共同株式移転

共同株式移転に係る届出 3 件は、「建設業」、「卸・小売業」及び「不動産業」が各 1 件であった。

#### 5 事業譲受け等

事業譲受け等に係る届出 19 件のうち、「製造業」が 8 件と最も多く、「その他」を除けば、以下、「運輸・通信・倉庫業」が 3 件と続いている。

第10表 業種別届出受理件数

業 種 別	株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	8	0	0	1	1	0	9
製 造 業	50	4	0	0	0	8	62
卸 ・ 小 売 業	40	4	0	5	1	1	51
不 動 産 業	8	0	0	0	1	0	9
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	15	0	0	1	0	3	19
サ ー ビ ス 業	12	2	0	3	0	0	17
金 融 ・ 保 険 業	11	0	0	1	0	1	13
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	2	0	0	0	0	0	2
そ の 他	118	2	0	2	0	6	128
合 計	264	12	0	12	3	19	310

(注9) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割及び吸収分割においては事業を承継した会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受けた会社の業種による。



## 第4 形態別届出受理件数（第11表）

### 1 株式取得

株式取得に係る届出 264 件のうち、水平関係を含むものが 149 件と最も多く、以下、垂直関係（後進）を含むものが 83 件、垂直関係（前進）を含むものが 77 件と続いている。

（注10） 形態別とは、次の分類による。以下同じ。

- （1）水平関係：当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合
- （2）垂直関係：当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合
  - 前 進：株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合
  - 後 進：前進の反対方向にある会社と企業結合を行う場合
- （3）混合関係：水平・垂直のいずれにも該当しない場合
  - 地域拡大：同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合
  - 商品拡大：生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合
  - 純 粋：上記のいずれにも該当しない場合

（注11） 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

### 2 合併

合併に係る届出 12 件のうち、水平関係を含むものが 10 件と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）及び混合関係（商品拡大）を含むものが各 1 件と続いている。

### 3 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出 12 件のうち、水平関係を含むものが 9 件と最も多く、以下、垂直関係（後進）を含むものが 6 件、垂直関係（前進）を含むものが 5 件と続いている。

### 4 共同株式移転

共同株式移転に係る届出 3 件全てが水平関係であった。

### 5 事業譲受け等

事業譲受け等に係る届出 19 件のうち、水平関係を含むものが 17 件と最も多く、以下、混合関係（商品拡大）を含むものが 4 件、混合関係（地域拡大）を含むものが 3 件と続いている。

第 11 表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		149	10	0	9	3	17
垂直関係	前進	77	0	0	5	0	1
	後進	83	0	0	6	0	1
混合関係	地域拡大	54	1	0	1	0	3
	商品拡大	49	1	0	1	0	4
	純粹	43	0	0	0	0	0
届出受理件数		264	12	0	12	3	19

(注 12) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第 12 表 過去 3 年度における水平型、垂直型及び混合型企業結合の届出の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
水平型企業結合	179 (58%)	179 (56%)	187 (60%)
垂直型企業結合	121 (40%)	129 (40%)	128 (41%)
混合型企業結合	132 (43%)	105 (33%)	135 (44%)
合計	306 (100%)	321 (100%)	310 (100%)

(注 13) 複数の水平型、垂直型及び混合型に該当する企業結合の場合、該当するものを全て集計している。そのため、合計は届出受理件数と必ずしも一致しない。

資料 企業結合関係の届出・報告件数の推移（注1）

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
25			2,373		0	448			143
26			3,840		0	420			207
27			4,546		0	331			182
28			4,795		0	385			124
29			3,863	268	0	344			126
30			2,827	328	0	325			167
31			3,033	268	0	338			143
32			3,080	457	0	381			209
33			3,069	375	0	398			140
34			3,316	557	0	381			118
35			3,170	466	0	413			139
36			2,991	644	0	440			144
37			3,211	675	1	591			162
38			3,231	804	0	715			193
39			3,844	758	0	997			223
40			3,921	527	4	864			195
41			4,534	487	1	894			202
42			4,325	462	0	871			264
43			4,075	458	2	995			299
44			4,069	480	3	1,020			354
45			4,907	647	0	1,163			391
46			4,247	543	2	1,147			413
47			5,832	552	0	1,178			449
48			5,841	501	1	1,184			452
49			6,002	874	0	1,028			443
50			5,738	794	0	995			420
51			5,108	754	9	957			429
52			5,229	925	6	941			511
53			5,085	916	1	1,011			646
54			5,372	1,394	0	898			595
55			5,359	3,365	0	871			611
56			5,759	2,556	2	961			680
57			5,505	2,958	1	1,044			771
58			6,167	2,477	1	1,040			815
59			6,033	3,389	4	1,020			702
60			6,604	3,159	2	1,096			790
61			6,640	3,504	6	1,113			807
62			7,202	2,944	1	1,147			936
63			7,573	3,776	1	1,215			1,084
平成元			6,351	3,450	0	1,336			1,028
2			8,193	4,420	0	1,450			988
3			8,075	4,312	0	1,751			1,050
4			8,034	6,124	2	2,091			1,266
5			8,776	5,675	0	2,002			1,079
6			8,036	6,330	3	1,917			1,153
7			8,954	5,137	18	2,000			1,255
8			8,281	5,897	1	2,520			1,467
9			9,379	5,042	0	2,271			1,476
10	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
11	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
12	1	1	1,029			151			179
13	5	1	804			170			213
14	7	7	898			127	20		195
15	16	7	899			112	21		197

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

- (注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。
- (注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。  
また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。
- (注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。  
また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。
- (注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。
- (注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。  
また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。